

平成 26 年

第 5 回可児市議会定例会議案

平成26年 9 月 2 日

目 次

| | | |
|--------|--|----|
| 認定第1号 | 平成25年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について | 1 |
| 認定第2号 | 平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | 1 |
| 認定第3号 | 平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 2 |
| 認定第4号 | 平成25年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について | 2 |
| 認定第5号 | 平成25年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | 3 |
| 認定第6号 | 平成25年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | 3 |
| 認定第7号 | 平成25年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | 4 |
| 認定第8号 | 平成25年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について | 4 |
| 認定第9号 | 平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について | 5 |
| 認定第10号 | 平成25年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について | 5 |
| 認定第11号 | 平成25年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について | 6 |
| 認定第12号 | 平成25年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について | 6 |
| 認定第13号 | 平成25年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について | 7 |
| 認定第14号 | 平成25年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について | 7 |
| 認定第15号 | 平成25年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について | 8 |
| 議案第44号 | 平成26年度可児市一般会計補正予算（第2号）について | 9 |
| 議案第45号 | 平成26年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について | 9 |
| 議案第46号 | 可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 10 |
| 議案第47号 | 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 13 |
| 議案第48号 | 可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について | 17 |
| 議案第49号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について | 18 |
| 議案第50号 | 教育委員会委員の任命について | 19 |
| 議案第51号 | 市道路線の認定について | 20 |

認定第 1 号

平成25年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年 9 月 2 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 2 号

平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年 9 月 2 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 3 号

平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年 9 月 2 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 4 号

平成25年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年 9 月 2 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 5 号

平成25年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年 9 月 2 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 6 号

平成25年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年 9 月 2 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第7号

平成25年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

認定第8号

平成25年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

認定第9号

平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

認定第10号

平成25年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

認定第11号

平成25年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年 9 月 2 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第12号

平成25年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年 9 月 2 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第13号

平成25年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年 9 月 2 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第14号

平成25年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年 9 月 2 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第15号

平成25年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

平成25年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金86,988,095円を建設改良積立金に積立て、平成25年度可児市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

議案第44号

平成26年度可児市一般会計補正予算（第2号）について

平成26年度可児市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

議案第45号

平成26年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

平成26年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

議案第46号

可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

可児市幼稚園の設置等に関する条例（昭和39年可児町条例第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(入園料及び保育料)</p> <p>第2条 <u>幼稚園に入園しようとするものは、入園料1,000円を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>幼稚園の保育料は、1人につき月額5,500円を徴収する。ただし、同一世帯から同時に2人以上の幼児が在園するとき、1人は全額、他は半額とする。</u></p> <p>3 <u>病気、その他特別の事由によって、月の全日数を欠席したときは、その月の保育料は徴収しない。</u></p> <p>(入園料及び保育料の減免)</p> <p>第3条 市長は、幼児教育の振興を図るため、<u>幼稚園に在園する幼児（以下「園児」という。）の保護者に対し、次に定める範囲内において入園料及び保育料を減免することができる。</u></p> | <p>(保育料)</p> <p>第2条 <u>幼稚園の保育料は、幼稚園に在園する幼児（以下「園児」という。）1人につき月額12,300円を上限として園児の扶養義務者の市町村民税の課税の有無、課税の多寡等に応じて規則で定める額を徴収する。</u></p> <p>2 <u>園児が、病気その他特別の事由によって月の全日数を欠席したときは、その月の保育料は徴収しない。</u></p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第3条 市長は、幼児教育の振興を図るため、<u>園児の保護者に対し、災害その他特別の事由があると認めるときは、保育料を減免することができる。</u></p> |

| 区分 | 減免額 |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯 | 入園料、保育料の合計額 |
| 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 | 入園料、保育料の合計額（年額20,000円を限度とする。） |

2 その他特別の事由があると認められるものについては、相当額の減免をすることができる。

（預かり保育）

第4条 市長は、園児が次の各号のいずれかに該当するときは、通常の教育時間に引き続いて当該園児を預かる保育（以下「預かり保育」という。）を実施することができる。

- (1) 保護者が昼間に居宅外で労働するため不在となること。
- (2) 保護者が疾病、負傷等により一時的に保育が困難であること。
- (3) 災害その他の特別の事情により、市長が特に保育を必要と認めるとき。

2 預かり保育の保育料（以下「預かり保育料」という。）は、1人につき日額250円を徴収する。

（預かり保育料の減免）

第5条 市長は、園児の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、預かり保育料を減免することができる。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている場合

（預かり保育）

第4条 市長は、園児が次の各号のいずれかに該当する場合は、通常の教育時間とは別に当該園児を預かる保育（以下「預かり保育」という。）を実施することができる。

- (1) 保護者が昼間に居宅外で労働するため不在となる場合
- (2) 保護者が疾病、負傷等により一時的に保育が困難である場合
- (3) 災害その他特別の事由により、市長が特に保育を必要と認める場合

2 預かり保育の保育料（以下「預かり保育料」という。）は、1人につき30分当たり50円を徴収する。ただし、保育時間に30分未満の端数が生じた場合は、当該端数は30分として計算する。

（預かり保育料の減免）

第5条 市長は、園児の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、預かり保育料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合

| | |
|--|--|
| <p>(2) その他特別の<u>事情</u>があると市長が認める場合</p> <p>(退園)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その保育に係る者を退園させることができる。</p> <p>(1) 前条各号のいずれかに該当するに至った<u>とき</u>。</p> <p>(2) 保護者が、この条例又はこれに基づく規則に従わない<u>とき</u>。</p> <p>(3) 保護者が、幼稚園の長のなす保育上の指示に従わない<u>とき</u>。</p> | <p>(2) <u>災害</u>その他特別の<u>事由</u>があると市長が認める場合</p> <p>(退園)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その保育に係る者を退園させることができる。</p> <p>(1) 前条各号のいずれかに該当するに至った<u>場合</u></p> <p>(2) 保護者が、この条例又はこれに基づく規則に従わない<u>場合</u></p> <p>(3) 保護者が、幼稚園の長のなす保育上の指示に従わない<u>場合</u></p> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第2条第1項の規定は、施行日以後に入園する幼児に係る保育料について適用し、施行日前に入園した幼児（以下「在園児」という。）に係る保育料については、次表に定めるとおりとする。

| 区分 | 第1子 | 第2子 | 第3子以降の子 |
|-------|--------|--------|---------|
| 月額保育料 | 5,500円 | 2,750円 | 0円 |

備考 この表における「第1子」とは当該世帯に属する満3歳の者から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者までの範囲で、保育所、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、幼稚園、小学校、特別支援学校及び認定こども園に通う児童（以下「対象児童」という。）のうち最年長の児童をいい、「第2子」とは対象児童のうち次年長の児童をいい、「第3子以降の子」とは対象児童のうち「第1子」及び「第2子」以外の児童をいう。

2 在園児に係る保育料の減免については、なお従前の例による。

議案第47号

可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

可児市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年可児町条例第30号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、こども、重度心身障がい者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成（以下「福祉医療費助成」という。）することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「こども」、「重度心身障がい者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」<u>（以下「福祉医療費助成対象者」という。）</u>とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 重度心身障がい者 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、こども、重度心身障がい者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「こども」、「重度心身障がい者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」とは、次の各号に定める者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 重度心身障がい者 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律</p> |

第283号) 第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受け、かつ、その障がいの級別が1級から4級までの者。ただし、4級の者で65歳未満の者については、本人の前年の所得(1月から9月までの間に受ける重度医療費については、前前年の所得とする。)が可児市税条例(昭和35年可児町条例第14号)に規定する市民税の均等割以下であるとき(ウに該当する者を除く。)。

イ～エ (略)

- (3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童(満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。)を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童をいう。
- (4) 父子家庭の父及び児童 第2号に該当する者以外の者で、母子及び寡婦福祉法第6条第1項の規定中「女子」とあるのを「男子」と読み替えて、及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条の規定中「女子」とあるのを「男子」と、「母となった」とあるのを「父となった」と読み替えて準用した場合における同法第6条第1項の配偶者のいない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童をいう。

2及び3 (略)

第283号) 第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受け、かつ、その障がいの級別が1級から4級までの者。ただし、4級の者で65歳未満の者については、前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療費については、前々年の所得とする。)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が非課税の者又は市町村民税の所得割が非課税の者(ウに該当する者を除く。)

イ～エ (略)

- (3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童(満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。)を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童をいう。
- (4) 父子家庭の父及び児童 第2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童をいう。

2及び3 (略)

4 この条例において「福祉医療費助成対

(福祉医療費助成対象除外者)

第2条の2 前条第1項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療を受けることができる者は、福祉医療費助成対象者としな
い。

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、福祉医療費助成対象者のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、他の市町村が行う医療費の助成の対象となる者を除く。

(1)～(4) (略)

(支給額)

第4条 市長は、受給資格者が社会保険各法の規定による保険給付若しくは高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療給付（以下「保険給付等」という。）の対象となる療養の給付等（療養の給付並びに保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給をいう。以下同じ。）又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額を受給者に支給する。ただし、第8条第1項の規定により受給者が医療費の支給の申請を行うことにより支給を受ける場合にあっては、当該控除後の額と社会保

象者」とは、第1項各号に定める者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療を受けていない者をい
う。

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、福祉医療費助成対象者のうち、次の各号に掲げる者とする。ただし、他の市町村が行う医療費の助成の対象となる者を除く。

(1)～(4) (略)

(支給額)

第4条 市長は、受給資格者が社会保険各法の規定による保険給付若しくは高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療給付（以下「保険給付等」という。）の対象となる療養の給付等（療養の給付並びに保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給をいう。以下同じ。）又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額を受給者に支給する。ただし、第8条第1項の規定により受給者が医療費の支給の申請を行うことにより支給を受ける場合にあっては、当該控除後の額と社会保

| | |
|---|--|
| <p>険各法又は高齢者医療確保法の規定による一部負担金の額とを比較して少ない方の額を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定により<u>助成対象者</u>の負担する入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第5条 この条例により<u>受給資格者に助成される医療費</u>の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。</p> | <p>険各法又は高齢者医療確保法の規定による一部負担金の額とを比較して少ない方の額を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定により<u>受給資格者</u>の負担する入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第5条 この条例により<u>助成する医療費</u>の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。</p> |
|---|--|

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

議案第48号

可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例

可児市児童発達支援センター設置条例（昭和59年可児市条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）</p> <p>(2) <u>法第6条の2第6項</u>に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第17項</u>に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）</p> | <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第16項</u>に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）</p> |

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める部分は、公布の日から施行する。

議案第49号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

記

| 氏 名 | 住 所 |
|------|------------|
| 前田 修 | 可児市羽崎328番地 |

議案第50号

教育委員会委員の任命について

次の者を可児市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

記

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------------|
| 丹羽 千明 | 可児市今渡1573番地 |

議案第51号

市道路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

平成26年9月2日提出

可児市長 富田 成輝

記

| 路線名 | 起 点 | 重要な経過地 |
|--------|-----------|--------|
| | 終 点 | |
| 3297号線 | 可児市柿田字馬乗洞 | |
| | 可児市柿田字馬乗洞 | |